

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定（改定）の趣旨

日本の社会保障制度は、疾病や障がい・介護・出産・子育てといった属性や段階におけるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービスを行うことで、国民皆保険・皆年金の達成や生活保護、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった経緯があります。

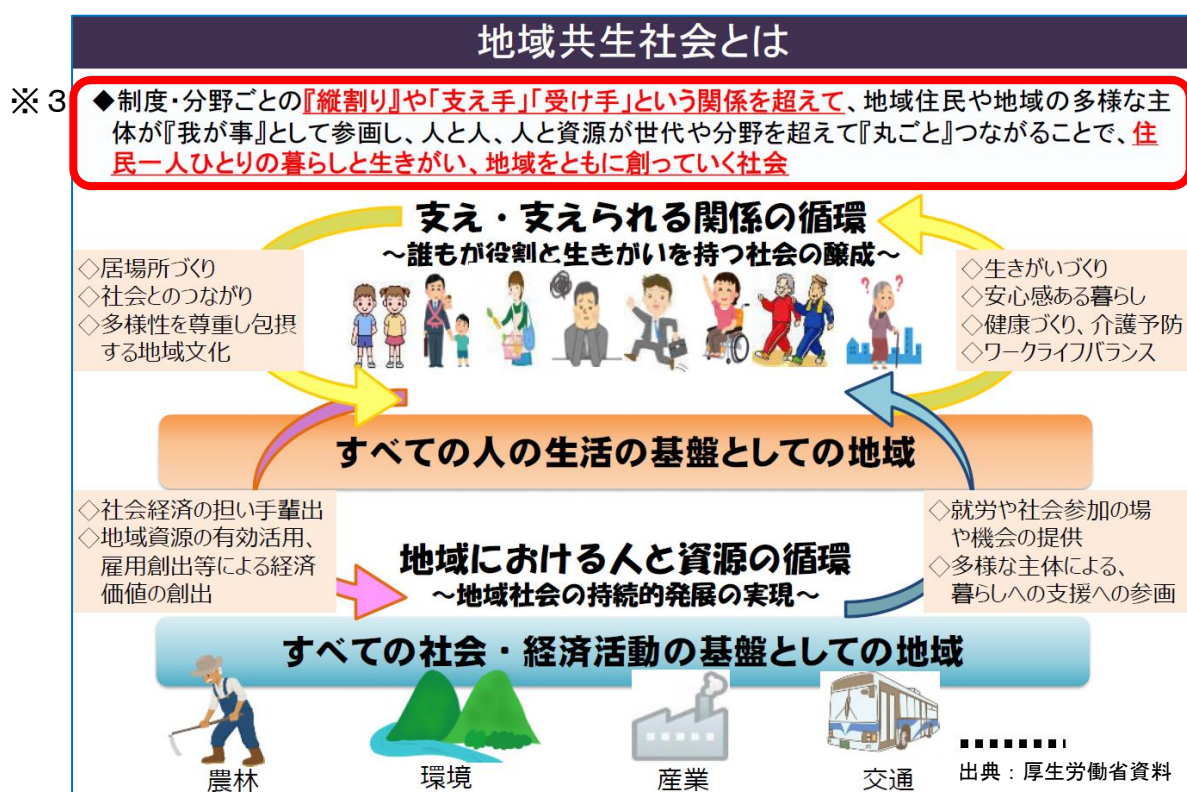
一方で、社会的孤立をはじめとして、生きるうえで困難・生きづらさを抱えていても既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050」※1やダブルケア※2など個人や世帯が複数の生活上の課題を抱えている状況も見えてきました。

※1 「80」代の親が、ひきこもっている「50」代の子どもの生活を支える状況

※2 子育てと、親や親族の介護を同時に担う状態

急激な少子高齢化の進行や地域の支え合い機能の低下等により、こうした課題が顕在化し、貧困や虐待など、これまで社会が抱えてきた課題も多く存在する中では、家族や福祉人材など、これまで「支え手」であった方々だけではなく、誰もがこうした課題を「我が事」として支え合いに参加し、共に生きる「地域共生社会※3の実現」に取り組む必要があります。

本県では、平成30年度から令和4年度までを計画期間とする「山形県地域福祉推進計画（第4期）」を策定し、広域的な観点から市町村における地域福祉の推進を支援してきましたが、地域福祉を取りまく状況の変化や社会福祉法の改正を踏まえ、名称を「山形県地域福祉支援計画」と変更し、地域共生社会の実現に向けて取組みを進めていきます。



## 2 計画の性格・位置付け

- この計画は、社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的な観点から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を定める計画として策定するものです。

また、地域共生社会の実現に向けて、今後目指していく県全体の地域福祉の姿や方向性、施策を示すものであり、市町村が策定する地域福祉計画のガイドラインとなるものです。

### 社会福祉法（抜粋）

#### （都道府県地域福祉支援計画）

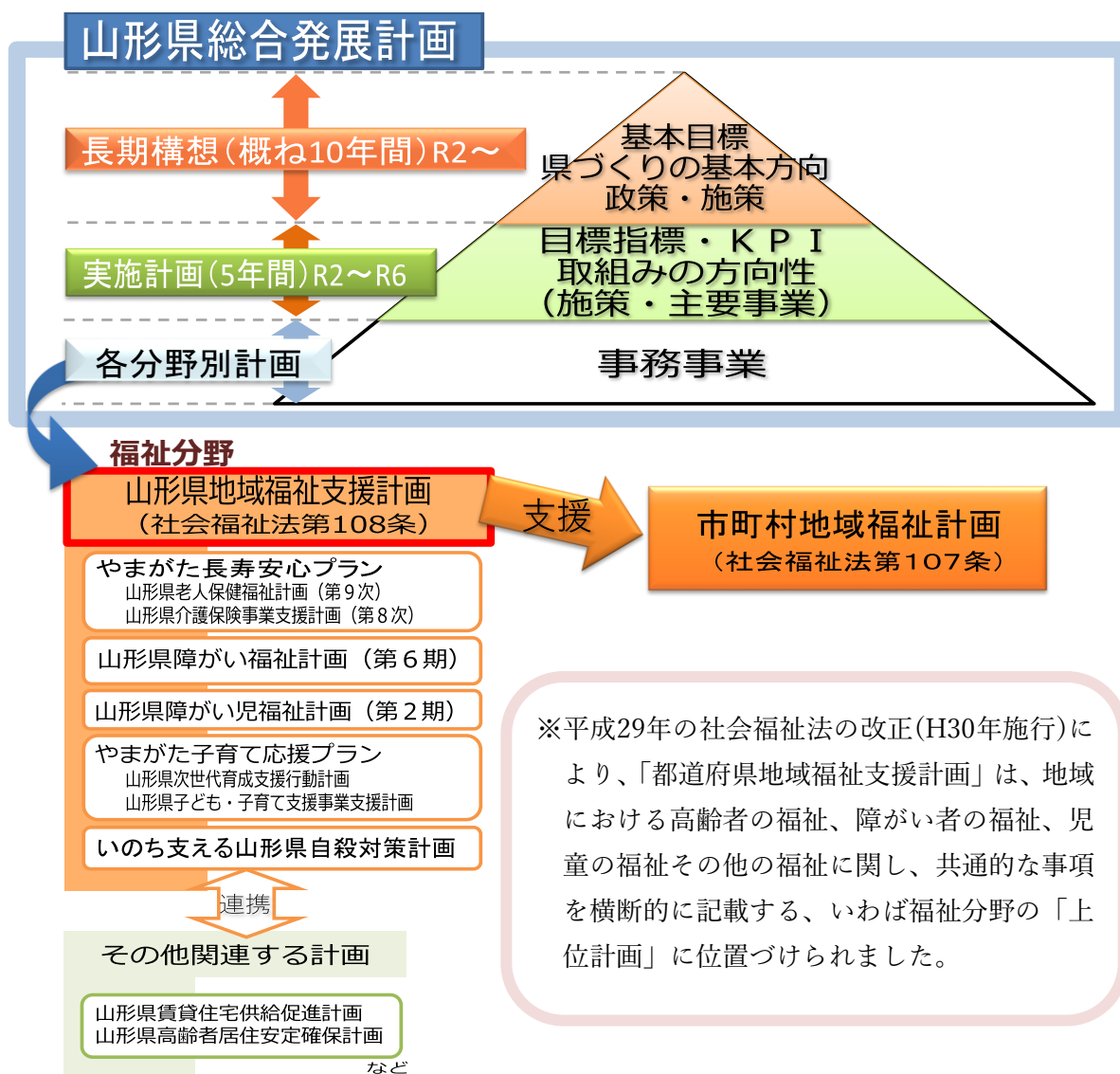
第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
  - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
  - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
  - 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

- この計画は、山形県総合発展計画を福祉の分野から推進するための部門計画であるとともに、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通的な事項を横断的に記載する、いわば福祉分野の「上位計画」として位置づけられているものです。

- 県が既に策定している他の計画の対象分野が重なる場合については、その規定の全部又は一部をもって本計画の一部とみなすこととし、その旨を計画本文に明示します。

○ 計画の位置づけ



(参考) 第4次 山形県総合発展計画について

**長期構想** 県づくりの基本的な考え方と基本目標、その実現に向けた政策・施策の展開の方向性が示されています。

(抜粋) **政策の柱4 県民が安全・安心を実感し、総活躍できる社会づくり**  
**政策3 保健・医療・福祉の連携による「健康長寿日本一」の実現**  
**施策3 誰もが居場所と役割をもって暮らす支え合いの地域づくり**

**実施計画** 長期構想の基本目標を実現するための主要な取組みの方向性を示すとともに、その進行管理のための目標数値や KPI(重要事業評価指標)を設定します。

(抜粋)

K P I	策定時	指 標 値 (工 程)				
	H29	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
地域生活課題に対応する包括的な相談支援窓口を設置する市町村数	7市町村	14市町村	20市町村	27市町村	35市町村	35市町村

### 3 計画の期間

- 令和5年度から令和9年度までの5年間とします。
- 地域福祉を取りまく状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

<参考> 主な関連計画の計画期間

計 画 名	計画期間	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	
第4次山形県総合発展計画（長期構想）	R2(2020)～ (概ね10か年)	→							→
○実施計画	R2(2020) ～R6(2024)	→					→		
山形県地域福祉推進計画（第4期）※前計画	H30(2018) ～R4(2022)	→							
山形県地域福祉支援計画	R5(2023) ～R9(2027)	→							→
やまがた長寿安心プラン ○山形県老人保健福祉計画（第9次） ○山形県介護保険事業支援計画（第8次）	R3(2021) ～R5(2023)	→			→				
山形県認知症施策推進行動計画	R3(2021) ～R5(2023)	→			→				
第5次山形県障がい者計画	R元(2019) ～R5(2023)	→			→				
第6期山形県障がい福祉計画・第2期山形県障がい児福祉計画	R3(2021) ～R5(2023)	→			→				
健康やまがた安心プラン	H25(2013) ～R5(2023)	→			→				
やまがた子育て応援プラン	R2(2020) ～R6(2024)	→			→				
山形県子ども・若者ビジョン	R2(2020) ～R6(2024)	→			→				
いのち支える山形県自殺対策計画（第2期）	R5(2023) ～R9(2027)	→		→					
山形県再犯防止推進計画	R3(2021) ～R7(2025)	→			→				
第四次ひとり親家庭自立促進計画	R3(2021) ～R7(2025)	→			→				
第二次子どもの貧困対策推進行動計画	R3(2021) ～R7(2025)	→			→				
第4次山形県消費者基本計画	R4(2022) ～R8(2026)	→		→					

■この計画は、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を共有し、各施策の推進によりSDGsの達成に貢献していきます。関連するゴールは次の7つになります。

